

参考 地方公務員等の災害補償の適用関係

令和5年4月1日～

区分	身分	地方公務員				非公務員	
	所属	地方公共団体		特定地方独立行政法人		一般地方独立行政法人	
	職種	一般職	特別職	職員 (一般職)	役員 (特別職)	職員	役員
常勤	全職員	地方公務員災害補償法					
常時勤務に服することを要しない職員	<ul style="list-style-type: none"> 定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用短時間勤務職員 任期付短時間勤務職員 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員 	地方公務員災害補償法		地方公務員災害補償法			
	常勤的非常勤職員	地方公務員災害補償法					
	労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される船員法第1条に規定する船員	地方公務員災害補償法					
	議会、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員等の法令の適用を受けない者 〔労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者〕	地方公務員災害補償法に基づく条例	労働者災害補償保険法				
	水道、交通、清掃、病院、学校など労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者（船員法第1条に規定する船員を除く）	労働者災害補償保険法	〔労災法の対象とならない場合には条例〕	〔地方独立行政法人の使用者たる役員については当該地方独立行政法人が定める〕		〔地方独立行政法人の使用者たる役員については当該地方独立行政法人が定める〕	
	消防団員・水防団員		〔消防組合法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律〕				
	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師		〔公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律〕			労働者災害補償保険法	

注：実施機関は次のとおり
 ・地方公務員災害補償法（条例を除く）・・・地方公務員災害補償基金
 ・労働者災害補償保険法・・・国（厚生労働省所管）
 ・地方独立行政法人の使用者たる役員・・・当該地方独立行政法人
 ・その他・・・地方公共団体等

沖縄県の機関で、労働基準法別表第1に掲げる事業及び同表に掲げる事業以外の事業を行う事業所の区分は、別添（次頁）のとおり。
 ※市町村及び一部事務組合等においては、各々の条例等を確認してください（問い合わせ先は当支部ではありませんのでご了承ください）。

別表 労働基準法別表第1に掲げる事業及び同表に掲げる事業以外の事業を行う事業所一覧表

労働基準 監督機関	事業	事業所
沖縄労働局 (労働基準監督署)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第3号 農林土木事務所(2) 農林水産振興センター(家畜保健衛生所(家畜保健衛生課)を除く。)(3) 土木事務所(5)
		第6号 南部林業事務所
		第7号 家畜改良センター 病害虫防除技術センター(予察防除班を除く。)
		第13号 若夏学院 児童相談所保護班(2) 保健所(5) 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所(2) 動物愛護管理センター 特別支援学校寄宿舎(9)
		第14号 沖縄県離島児童生徒支援センター
		第15号 下水道事務所
沖縄県人事委員会	労働基準法別表第1に掲げる事業	第12号 消防学校 自治研修所 海洋深層水研究所 平和祈念資料館 衛生環境研究所 家畜衛生試験場 畜産研究センター 農業大学校 農業研究センター(支所(3)) 森林資源研究センター 水産海洋技術センター(支所(1)) 栽培漁業センター 職業能力開発校(2) 工業技術センター 工芸振興センター 高等学校(51) 特別支援学校(寄宿舎を除く。)(17) 特別支援学校分校(1) 併設型中学校・高等学校(4) 併設型高等学校・特別支援学校(4) 総合教育センター 図書館 博物館・美術館 埋蔵文化財センター 警察学校
	労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業	知事部局本庁 宮古事務所 八重山事務所 東京事務所 県税事務所(3) 自動車税事務所 福祉事務所(5) 身体障害者更生相談所 女性相談支援センター 児童相談所(保護班を除く。)(2) 家畜保健衛生所(4) 病害虫防除技術センター予察防除班 農業改良普及センター(2) 中央卸売市場 大阪事務所 計量検定所 下地島空港管理事務所 議会議事局 教育庁本庁 教育事務所(6) 選挙管理委員会 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 警察本部 運転免許センター 警察署(14) 機動隊 交通機動隊 国境離島警備隊

労災対象

県条例対象

- (注) 1 ()内の数字は、事業所の数である。
 2 上に掲げる以外の事業所については、それぞれ上位の組織中に含めるものとする。
 3 沖縄県人事委員会が所掌する事業所であっても、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)附則第5項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第39条第1項の規定により地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第58条第5項の適用が除外される単純労務職員(現業職員)及び地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌となる。
 4 なお、企業局及び病院事業局は、地公企法第39条第1項及び地公労法第17条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外されているため、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌である。